

若者のひきこもり相談事業（子ども若者育成支援事業）と生活困窮者自立支援事業の 相談窓口の統合について

1 事業経緯

若者のひきこもり相談窓口については、平成29年度から子ども青少年部児童青少年課子ども・若者育成係を設置するとともに、NPO法人青少年自立援助センターへの委託により、15～39歳を対象として、講演会及び個別相談会を各1回実施。ニーズが一定程度あることが判明したため、平成30年度は個別相談会を2ヶ月ごとの継続実施に変更、平成31年度からは毎月実施に変更するとともに、6月からは相談場所を市役所市民相談室からベルブ4階のしごと・くらしサポートステーション（生活困窮者自立支援事業は6月3日に市役所本庁舎から移設。）に移設した。

生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から事業を開始し、市職員が相談・支援業務を行い、情報提供や助言、就労支援、住宅確保給付金の給付などを行ってきた。平成30年度からは他自治体で実績のある「やまて企業組合」への業務委託により、生活困窮者及び困窮に至る可能性のある方への支援を行ってきた。ひきこもりも生活に課題を抱える方として、年齢の制限なく支援対象としている。

児童青少年課及び生活福祉課では定期的に協議を行いながら、役割分担と連携により、ひきこもり支援を行ってきた。

2 現状と課題

多摩市では、ひきこもりに対する相談窓口は、子ども・若者育成支援法に基づき15～39歳を対象とした児童青少年課と、年齢制限のない生活福祉課で対応している。しかし、ひきこもりの状況は長期化しているものが多いため、単発の相談・支援対応ではなく、継続的にかかわることで状況を少しずつ変化させるような対応が必要であり、また、高齢化も進む中、年齢により窓口が異なることは市民から見るとわかりにくくデメリットが多い。

3 これまでの検討状況

若者のひきこもり相談の実施内容と生活困窮者自立支援事業の実施内容を比較するため、相談票の項目、実施メニューや提案先の社会資源の比較、事業者等への聞き取りを行った。

児童青少年課の若者のひきこもり相談事業では15歳～39歳を対象として個別相談や講演会を開催している。相談は月1回の相談日の空きに応じて予約を受けている。

一方、生活福祉課の生活困窮者自立支援事業では経済的困窮に陥る可能性のある人への支援を年齢制限なく行っているなかでひきこもりの相談も受けている。相談は月～土での常時開設となる。

結果として、それぞれの事業の守備範囲の違いから、相談面接時の聞き取りポイントに多少の差異は見られるが修正可能な範囲であることがわかった。受託事業者や東京都のひきこもりの担当者へひきこもり対応に関するヒヤリングを行ったが、ひきこもりの高齢化も進む中で年齢により相談窓口を別に設定し続けるメリットは明確とならなかった。このことはひきこもりの当事者の状況や要因は多様であることや、支援等で目指すべき目標も多様であることが考えられる。

4 国・都の状況

平成30年度に内閣府は40歳から64歳を対象として調査を行ったところ、15歳～39歳のひきこもり推計54.1万人より多い61.3万人と推計し、8050問題も社会的に認知され

てきており、ひきこもりの問題は若者特有の問題ではないとの認識が広まり始めている。

東京都でも、ひきこもりの長期化による当事者の高齢化に対応するため、青少年部局から福祉部局へ所管を移し、対応の年齢制限を撤廃した。

5 検討結果

年齢に関わらずひきこもりの相談を受けることの方が、①市民からのわかりやすさ、②相談の機会の拡大（生活困窮者自立支援事業が常時開設であるため）、③ひきこもりに関する情報の集約、④対応の継続性 の主に4点から効果的と評価でき、15歳から39歳に特化したひきこもりの相談を継続することのメリットを上回るものと考えことから、若者のひきこもり相談事業（子ども若者育成支援事業）と生活困窮者自立支援事業の相談窓口を統合する方向で調整を進める。

今後のひきこもり相談事業について(案)			
年度	令和元年度		令和2年度以降
担当課	児童青少年課	生活福祉課	生活福祉課
事業名	若者ひきこもり相談	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援事業
委託先	青少年自立援助センター	やまて企業組合	やまて企業組合
相談対象年齢	15～39歳	不問	不問
相談日	毎月1回原則第2水曜日 9時～15時半 月1回4枠	月～金曜日9時～18時 土曜日9時～17時 常設で週6日対応	月～金曜日9時～18時 土曜日9時～17時 常設で週6日対応
相談体制	2人	5人	5人
啓発	有(講演会・チラシ作成)	無	有(講演会・チラシ作成) 当面は児童青少年課で実施(共催)
訪問対応	無	有	有
訪問支援	都事業活用 法人独自事業(有料)	都事業活用	都事業活用
同行支援	無	有	有
その他事業	無	住宅確保給付金 家計改善支援 就労支援 就労準備支援	住宅確保給付金 家計改善支援 就労支援 就労準備支援
ネットワーク等 連携の推進	—	—	児童青少年課と生活福祉課が協力し、教育委員会や他機関との連携の仕組みづくりを進める
			※網掛けは児童青少年課の関わる部分

6 今後について

生活福祉課のひきこもり相談については生活困窮者自立支援事業として行っており、その実績は21人（平成30年度）であるが、事業の相談総数は384件のうち5.4%となっている。一方、児童青少年課で実施している若者の引きこもり相談の年間実績は16人（平成30年度）程度であることから、令和2年度から相談窓口の一本化は可能である。

相談につなげるための講演会の実施については、現時点では生活福祉課及び委託事業者の体制が整わないため、少なくとも2～3年程度は児童青少年課で実施した後、生活福祉課で実施するか否かを検討する予定。

また、課題としている教育委員会を始めとする様々な分野の機関等との連携についても、児童青少年課と生活福祉課が協力しながらその仕組みを作っていく。